

中国四国農政局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

平成16年 3月 1日
一部改正 平成21年 7月 3日
一部改正 平成23年 5月27日
一部改正 平成26年 2月 7日
一部改正 令和 4年 5月24日
一部改正 令和 6年 5月23日
中国四国農政局

農林水産省就業体験実習実施要領（平成15年1月31日付大臣官房秘書課長通知（以下「実施要領」という。））第15の（1）に定める中国四国農政局の実施分に係る実習生の募集・決定の具体的手続き及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

（実習生の募集）

第1 実習生の募集は、次により行う。

- （1）中国四国農政局長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な部署名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式1にとりまとめた後速やかに、大臣官房地方課を経由して大臣官房秘書課長へ報告するとともに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
- （2）大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2にとりまとめ、被推薦者毎に別紙様式3の個人調書を添付して、中国四国農政局長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、中国四国農政局長に提出する。

（実習生の決定等）

第2 実習生の決定は、次により行う。

- （1）中国四国農政局長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する部署の長に面接を行わせることができる。
- （2）中国四国農政局長は、別紙様式4により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する部署名等を通知する。当該学生への結果の通知は、各

大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、中国四国農政局長は、当該学生に直接結果を通知するものとする。

- (3) 実習生は、実施要領第 6 の (5) に規定する誓約については、別紙様式 5 による誓約書に署名し、中国四国農政局長に提出することとする。

(実習の実施に係る留意すべき事項)

第 3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 中国四国農政局長は、実習を実施する部署の長に、その所属職員（原則として課長補佐クラス）のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式 6 により実施要領第 7 の (3) に規定する実習計画書を実習開始前日までに中国四国農政局長まで提出するものとする。なお、指導員は指導補助員を指名することができる。
- (3) 実習生は、実習期間終了後 2 週間以内に、実習内容に関する報告書（1, 0 0 0 字程度）を作成し、指導員を経由して中国四国農政局長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について別紙様式 7 により中国四国農政局長に報告することとする。
- (5) 中国四国農政局長は、実習終了後、実習の結果について別紙様式 8 にとりまとめ大臣官房地方課を経由して大臣官房秘書課長に報告するものとする。
- (6) 実習終了後、中国四国農政局長は、大学等からの要請に応じて、各大学等に対して実習の終了を報告することができる。実習生への連絡は、各大学等において行う。
- (7) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は中国四国農政局において準備し、実習生に供与する。
- (8) 指導員は、実施要領第 11 の趣旨を踏まえ、実習生が省内システムを適正に利用できるよう措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。
- (9) 実習時間は午前 9 時から午後 5 時（以下「定時」という。）までとし、このうち午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若

干の実習を行うことがある。

（実習の期間の延長の取扱い）

第4 実施要領第4の（2）に基づく実習の期間の延長については、次のとおりとする。

- （1）実習を実施する部署の長は、実習生から実習の期間の延長の申出があり、受入課等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに中国四国農政局長に連絡する。
- （2）（1）により、実習の期間の延長の申出について連絡を受けた中国四国農政局長は、速やかに実習の期間の延長の申出を行った実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が実習生が加入する保険（実施要領第13に定める保険をいう。）の保険期間内であることを確認する。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生が確認し中国四国農政局長へ報告する。
- （3）中国四国農政局長は、（2）において行った実習の期間の延長の可否に係る判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。
- （4）中国四国農政局長は、（3）の結果について、速やかに実習を実施する部署の長及び当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。
- （5）（3）において、実習の期間の延長について「可」と判断したときは、中国四国農政局長、実習を実施する部署の長等は、パソコンの貸出期間の延長等必要な手続きを取ることとする。

（特例的な取扱い）

第5 本実施細則第1及び第2の定めるところにかかわらず、実習生の募集及び決定等に関しては、大学等の事情に基づいて異なる取扱いを定めることができる。

(別紙様式1)

令和 年度 インターンシップ受入先一覧

実習実施機関（局名）	受入部署	受入期間	人数	実習内容	受入条件等
中国四国農政局					

（記載例）

実習実施機関（局名）	受入部署	受入期間	人数	実習内容	受入条件等
中国四国農政局	〇〇課	8月〇日～9月〇日 2週間	1	〇〇関係資料作成業務	環境保全に関心のある方、パソコンの基本操作が可能な方

※具体的な受入日が決定していない場合は、「8月～9月」でも可

農林水産省就業体験実習推薦申込書

大 学 ・ 学 部 名 等 : _____

総 括 責 任 者 職 名 : _____

氏 名 : _____

連 絡 担 当 者 職 名 : _____

氏 名 : _____

連 絡 担 当 部 署 所 在 地 : _____

連絡用電話番号: _____

連絡用メールアドレス: _____

☐ 「農林水産省就業体験実習実施要領」及び「中国四国農政局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について」の内容に同意の上、下記学生を推薦します。

	学生氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	希望先						どこでも可	実習に参加できない日程	農林水産省でのインターンシップで希望する業務分野等	大学での農林水産省就業体験実習の取扱いについて (単位化予定等)	備考
							企画調整室	消費・安全部	生産部	経営・事業支援部	農村振興部	統計部	県拠点				
1																	
2																	
3																	

※ 希望先に○をする(県拠点を希望する場合は県拠点名を記入)

(記入例) ☒ 「農林水産省就業体験実習実施要領」及び「中国四国農政局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について」の内容に同意の上、下記学生を推薦します。

	学生氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	希望先						どこでも可	実習に参加できない日程	農林水産省でのインターンシップで希望する業務分野等	大学での農林水産省就業体験実習の取扱いについて (単位化予定等)	備考
							企画調整室	消費・安全部	生産部	経営・事業支援部	農村振興部	統計部	県拠点				
1	農林 太郎	のうりん たろう	男	21	3	〇〇学部〇〇学科	○		○	○			島根	〇月〇日～〇月〇日	〇〇〇〇		
2	農林 次郎	のうりん じろう	男	21	3	△△学部△△学科								○ △月△日～△月△日	△△△△		
3																	

※ 希望先に○をする(県拠点を希望する場合は県拠点名を記入)

農林水産省インターンシップ調書

ふりがな				写真貼付欄 カラー、枠に収まる 大きさに貼り付けて ください。 スマートフォン撮影 等でも可です。
氏名				
性別	男 ・ 女	年齢	歳	
連絡先	住所	〒		
	携帯電話 番号			
	メールアドレス (携帯は不可)			
				連絡がつく 曜日 ・ 時間帯

※ ご連絡先について支障の無い範囲でご記入ください。個人情報ですので取扱いには十分注意いたします。

所属大学	大学・ 大学院名			
	学部・学科 及び学年			
	専攻・ 所属研究室			
現在の学習・研究 の具体的な内容				
語学力・ その程度	外国語名		他機関・企業等 でのインターンシップ 経験	
	英検、TOEIC、 TOEFL等			
特技等			注目している時事 問題や本等	

1. インターンシップを応募した理由や志望動機(インターンシップを行う上での目的、目標など)※300字程度

--

(別紙様式4)

文書番号
日 付

大学総括責任者 あて

中国四国農政局長

農林水産省就業体験実習受入れの決定等について

貴殿より推薦のあった農林水産省就業体験実習の受入れについては、選考の結果下記の者を受け入れることとしましたのでお知らせします。

つきましては、同送の誓約書に記名の上1通を提出してください。

記

氏 名	受 入 部 署	実 習 期 間
-----	---------	---------

(備考)

1. 送付期日

令和 年 月 日 () (必着)

2. 送付先

〒700-8532 岡山市北区下石井一丁目4番1号
中国四国農政局総務課 宛

(別紙様式5)

誓 約 書

中国四国農政局長 殿

中国四国農政局において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省就業体験実習実施要領（平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知）及び中国四国農政局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について（平成16年3月1日中国四国農政局通知）等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習時間は午前9時から午後5時（以下「定時」という。）までとし、このうち午後0時から午後1時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
2. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
3. 実習期間中は農林水産省職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
4. 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為並びに住民運動その他これに類する政治的行為を行わないこと。
5. 中国四国農政局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
6. 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由して中国四国農政局長に提出すること。
7. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に中国四国農政局長の承認を受けること。
8. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
9. 実習中において中国四国農政局または第三者に損害を与えた場合は、その責めは実習生が負うこと。そのような場合に備え、加入している保険の条件等をよく確認しておくこと。

令和 年 月 日

大 学 名 学 生 氏 名（署名）

(別紙様式6)

実 習 計 画 書

実 習 生	受入部署名	
	所属大学名	
	氏 名	
実習指導員	職 名	
	氏 名	
実習指導 補助員	職 名	
	氏 名	
実 習 計 画	月 日	

(別紙様式7)

インターンシップ受入結果報告

受入部署名			
指導員名			
実習生名			
大学学部名	大学	学部	年
期間	月 日 ~ 月 日		
出席状況	出席 遅刻	日・欠席 日・早退	日 日
評価項目		評価	特記事項
実習生の 実習態度	規律正しい態度であり、実習中支障がなかった	A・B C・D	
	業務内容の的確な理解ができていた	A・B C・D	
	業務内容に適応した行動であった	A・B C・D	
	目的意識をもって意欲的に取り組む姿勢が見られた	A・B C・D	
今後の改善点			
その他(感想・良かった点等自由にご記入下さい。)			

評価: A(優れている) B(やや優れている) C(普通) D(劣っている)の4段階

(別紙様式 8)

令和 年度 インターンシップ受入結果一覧

実習実施機関（局名）	受入部署	受入期間		人数	実習内容	実習生の所属大学
中国四国農政局						

(注) 各指導員の報告書（様式 7）及び各実習生の報告書を添付すること。